

広島県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十四年六月二十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年六月七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎上島循環線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
豊田郡大崎上島町明石字本浜一九九二番一地从先から 豊田郡大崎上島町明石字本浜一九四二番一地从先まで	新	旧	一一・二〇〇 一三・二五〇	一五二・六〇	ダブルウェイ
	八・〇〇〇 一三・二五〇	一六三・〇〇			
豊田郡大崎上島町明石字本浜一九四二番一地从先から 豊田郡大崎上島町明石字向林一八〇四番一地从先まで	新	旧	一〇・八〇〇 一四・〇〇〇	七七・六〇	拡幅
	七・〇〇〇 一〇・五二〇	七七・六〇			